



12月中旬でも20℃を超えるような日があり驚きです。気象庁の寒候期予報では2023年12月～2024年2月の冬の時期の気温が例年よりも高いと予想されており、暖冬になる可能性が高いとのこと。その一方で、急な気温の変化や体調管理には気を付けていきましょう。

最新情報（2023年11月1日～2023年11月30日）

1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内容	適用時期等
2023年 11月20日	周知	業種別委員会研究資料第2号「Web3.0関連企業における監査受嘱上の課題に関する研究資料」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2023年11月9日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会研究資料第2号「Web3.0関連企業における監査受嘱上の課題に関する研究資料」」を公表いたしましたので、お知らせします。 Web3.0関連企業における監査受嘱にあたり、取引の経済合理性の理解、会計処理を実施するための前提となる発行者及び保有者との間の権利及び義務の特定、関連法令等の理解及び内部統制の構築等、検討すべき事項は多岐にわたっています。本研究資料は、これらの監査上の課題について調査し、また、会計監査に関する企業側と監査人側の相互の理解の促進等のための企業関係者、弁護士、監査人が実施した「Web3.0関連企業の会計監査に関する勉強会」における議論も踏まえ、現時点における考えを取りまとめたものです。	—
2023年 11月21日	周知	「投資信託財産の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」等に対する意見につ	2023年10月18日に金融庁から、「投資信託財産の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」等別ウィンドウで開くが公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（業種別委員会）では、当該改正案に対するコメントを取りまとめ、2023年11月9日付けで提出いたし	—

		いて	ましたのでお知らせします。	
--	--	----	---------------	--

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2023 年 11 月 21 日	周知	IASB 公 開 草 案 「IFRS 会計基準 の年次改善－第 11 巻」に対する意 見について	2023 年 9 月 12 日に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board : IASB）から、公開草案「IFRS 会計基準の年次改善－第 11 集」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2023 年 11 月 20 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2023 年 11 月 15 日	公開草 案	「公会計委員会実 務指針第 7 号「独 立行政法人の財務 諸表に関する監査 上の取扱い及び監 査報告書の文例」 の改正について	公会計委員会では、公会計委員会実務指針第 7 号「独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」について、改正倫理規則における報酬関連情報の開示規定に対応するため、改正の検討を行いました。 このたび一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見募集期限 2023 年 12 月 18 日（終了済）

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

特になし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2023 年 11 月 17 日	改正	「会計制度委員会 報告第 8 号「連結 財務諸表等におけ るキャッシュ・フ ロー計算書の作成 に関する実務指 針」の改正につい て」の公表につい て	日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、2023 年 11 月 9 日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「会計制度委員会報告第 8 号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」（以下「キャッシュ・フロー実務指針」という。）の改正について」を 2023 年 11 月 17 日付けで公表しましたのでお知らせします。	—
2023 年 11 月 22 日	周知	四半期開示の見直しに伴う監査及び 四半期レビュー契 約書への影響につ いて	<p>2023 年 10 月 20 日に開会した第 212 回臨時国会において、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が 11 月 20 日に成立しました。</p> <p>今回の金融商品取引法（以下「金商法」という。）の改正事項のうち、四半期報告書制度の廃止（金商法第 24 条の 4 の 7、第 24 条の 4 の 8 の削除）は、2024 年 4 月 1 日以降に開始する四半期から施行されます（金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 3 号、第 2 条第 1 項）。そのため、上場会社（12 か月決算の場合を想定します。）との間の監査及び四半期レビュー契約書について、2023 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度に係るものが当該改正の影響を受けますので、当面の監査契約書作成に当たっての留意事項を取りまとめました。</p> <p>なお、法規・制度委員会研究報告第 1 号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」については、現在上記の金商法の改正に並行して、期中レビュー基準の策定や四半期短信のレビューについて検討が行われていることから、これらに関連する基準や実務指針等の確定を待ってから改正する予定です。</p>	—

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

四半期開示制度の見直しに関する対応について

臨時国会で「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が2023年11月20日に成立しました。本改正では、四半期開示の見直しがなされており、2024年4月1日以後に開始する四半期から四半期報告書が廃止され、半期報告書の提出が義務付けられるとともに、四半期開示については、原則として、東京証券取引所の規則に基づく四半期決算短信に一本化されることになりました。

2023年11月22日に日本公認会計士協会は、①「四半期開示の見直しに伴う監査及び四半期レビュー契約書への影響について」及び②「東京証券取引所「四半期開示の見直しに関する実務の方針」の公表について（お知らせ）」を公表しています。

①「四半期開示の見直しに伴う監査及び四半期レビュー契約書への影響について」の概要

上場会社と監査法人との間の監査及び四半期レビュー契約書について、2023年10月1日以降に開始する事業年度に係るものが、当該改正の影響を受けます。

例えば、2024年9月期決算の場合、第1四半期と第2四半期は金商法に基づく四半期レビューの対象となりますが、第3四半期は金商法に基づく四半期レビューの対象になりません。また、2024年12月期決算の場合、第1四半期は金商法に基づく四半期レビューの対象となり、第2四半期及び第3四半期は金商法に基づく四半期レビューの対象になりませんが、第2四半期については、新たに中間財務諸表がレビューの対象となることを見込まれています。

金商法の改正に並行して、四半期開示の見直しに伴い、期中レビュー基準の策定や四半期短信のレビューについて検討が行われており、これらに関連する基準や実務指針等の確定を待ってから、法規・制度委員会研究報告第1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」を改正する予定とのことです。

②「東京証券取引所「四半期開示の見直しに関する実務の方針」の公表について（お知らせ）」の概要

東京証券取引所は、「四半期開示の見直しに関する実務検討会」を設置し、四半期決算短信におけるレビューを実施する場合の実務の方針を「準拠性に関するレビューを基本」とすることを示しています。

当該お知らせでは、準拠性の枠組みに対するレビューや適正表示の枠組みに対するレビューに関し、その違いを解説しています。

東京証券取引所も、「具体的な制度改正にあたっては、今後、制度要綱を公表のうえ、パブリック・コメント手続きを実施する予定」としており、新たな開示制度の内容が確定するまで注視する必要があります。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703